

取組 2 1 障害のある子どもの教育相談

現状

障害のある子どもの教育相談は、障害のある子どもを育てる保護者が子どもの状態を的確に受け止められるようにすること、成長に応じた支援を行うこと、子どもの障害に関する情報を提供することなどを目的に実施しています。本県では総合教育センターや教育事務所、県立特別支援学校が中心となり障害のある子どもの保護者等からの教育相談に迅速に対応しています。

・教育相談の窓口

名称	相談内容	対象	実績(H19)
総合教育センター 「子どもの発達相談」	子どもの障害や発達について、家庭での養育の問題、学校等での保育・教育の問題等について相談を行います。	保護者 教員等	2,346 件
教育事務所の特別支援教育専門相談員による相談	教育事務所に特別支援教育専門相談員を配置し、小中学校等への巡回相談を行います。	保護者 教員等	2,918 件
県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる相談	県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、小中学校等からの要請に応じて障害のある幼児児童生徒の教育に関する助言や援助を行います。	保護者 教員等	4,410 件

なお、障害のある子どもの療育などについての相談は住所地の市町村役場（保健センター）や県の機関で受け付けています。

・県機関の相談窓口

名称	相談内容
発達障害者支援センター	発達障害のある子どもとその保護者に対し、障害に関する専門的な相談に応じるとともに必要な支援を行います。
各児童相談所	18歳未満の子どもに関して、障害、養護、非行、しつけなど何でも相談を受け付けます。

課題

- ・障害のあるすべての子どもが適切な教育を受けられるように助言を行うこと
- ・発達が気になる子どもの保護者に対する相談・支援を行うこと

取組の方向

- ・障害のある子どもや保護者のニーズに合った教育が受けられるように相談業務を通じて支援します。
- ・保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高校と相談機関との連携を強化します。

達成目標

障害のある子どもの状態や発達等に応じた相談支援を推進